

吸収合併に係る事前開示書類の変更

2023年2月21日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

イオンクレジットサービス株式会社

2023年2月21日

吸収合併に係る事前開示書類の変更

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」といいます。）及びイオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2022年12月1日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を2023年3月1日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしておりましたが、2023年2月21日付で吸収合併契約変更契約を締結し、本合併の効力発生日を2023年6月1日に変更いたしました。

そのため、本合併に関し、甲及び乙が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき備置いたしました2023年1月25日付「吸収合併に係る事前開示書類」の記載事項の一部に変更が生じたので、当該書類を下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所は下線で表示しております。

記

1. 吸収合併契約の内容

(変更前)

別紙1に記載のとおりです。

(変更後)

甲及び乙が2022年12月1日付で締結した吸収合併契約書は、別紙1に記載のとおりです。

また、甲及び乙が2023年2月21日付で締結した吸収合併契約変更契約は、別紙1-2に記載のとおりです。

以 上



吸収合併契約書

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）及びイオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」という。）は、2022年12月1日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）イオンフィナンシャルサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）イオンクレジットサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）


本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項



に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本合併の効力）

本合併は、効力発生日までに、甲が銀行法第52条の36第1項に定める銀行代理業の許可の取得および割賦販売法第35条の17の2に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を完了していることを条件として、その効力を生じる。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

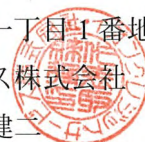
本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年12月1日

甲： 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二



乙： 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二





吸収合併契約変更契約

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）及びイオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2022年12月1日付で締結した吸収合併契約（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり、吸収合併契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。なお、本変更契約において用いられる用語は、別途本変更契約で定義される場合を除き、原契約に定める意味を有する。

第1条（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第5条に定める効力発生日を2023年6月1日に変更することを合意する。

第2条（原契約のその他の規定の効力）

本変更契約によって明示的に変更された内容を除き、原契約の各条項の規定は、その定めるところに従い、引き続き効力を有する。

第3条（その他）

本変更契約に定めのない事項は原契約の定めに従う。

（以下余白）

本変更契約の締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、甲がその原本を、乙はその写しを保有する。

2023年2月21日

甲： 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二



乙： 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二

